

## 【資料】小売・卸売業の商標保護

平成 19 年 4 月 1 日より小売（卸売）サービスについて商標登録を受けることが認められ、商標法上の保護が受けられるようになっています。

様々な商品を取り扱う百貨店や、特定の商品のみを取り扱う専門店などの小売（卸売）業者は、店舗の配置や商品の展示、接客、カタログによる商品の選択などを通じて、顧客に様々なサービスを提供しています。法改正により、これらのサービスが独立した役務として認められ（第 35 類に追加）、これまで個別商品との関連性が低いとして保護を受けることができなかった店舗の看板やレジ袋、ショッピングカート、従業員の制服等に表示されるマークについても現在では商標登録を受けることができるようになっています。

小売・卸売サービスについて平成 19 年 6 月 30 日までの特例期間内にされた出願は、同日に出願されたものとして扱われ、施行前から使用されていた商標が優先して登録されました。使用されていた商標が複数ある場合は重複登録されました。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前から小売・卸売業務に使用されていた未出願の商標については、同一または類似の小売・卸売サービスについて同一または類似の登録商標があったとしても、継続して使用することができます。

### 小売等役務商標の出願にあたって

出願する際には、販売・卸売しているまたは販売・卸売予定の「各種商品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の記載で出願します。

百貨店やコンビニエンスストアのような総合小売の役務以外の小売役務については、対応する取扱商品と類似するものとして推定されます。例えば、「かばん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の小売・卸売役務は、商品「かばん類」と類似するものとして判断され、審査においてクロスサーチの対象となります。